

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第18号

改正貸金業法の堅持及び多重債務対策の強化を求める意見書（可決）

深刻な多重債務問題解決のため、2010年6月18日に改正貸金業法の焦点であった出資法の上限金利の引き下げ及び収入の3分の1以上の貸し付けの禁止（総量規制）等が完全施行されてから2年が経過した。

その結果、警察庁の発表によると、5社以上の借り入れを有する多重債務者が法改正時の230万人から44万人に激減し、自己破産者は17万人から10万人に、多重債務による自殺者は1973人から998人に半減するなど、同法改正は多重債務対策として大きな成果を上げている。

各地方自治体においても国の多重債務改善プログラムを踏まえ、関係機関との連携を強化し、多重債務者の相談や救済、そして生活再建を目指した施策を実施してきたところである。

他方、一部には消費者金融から借りられない人が、いわゆるヤミ金業者から借り入れせざるを得ず、特に資金調達が制限された零細な中小企業者の需要を満たすためという理由で、再び金利引き上げや総量規制の緩和を求める動きがある。

しかしながら、ヤミ金融については司法や警察当局の努力により、相談件数、検挙数とも減っており、被害が拡大している証拠はない。また、正規の業者から借りられない人に対しては、高金利に頼らなくても生活できるセーフティーネットの構築や総合的な生活及び経営相談ができる体制をさらに充実させることが必要である。

よって、政府においては、現行の改正貸金業法を堅持するとともに、多重債務対策に関する下記の事項について、さらなる取り組みを強化、推進されるよう強く要望する。

記

- 1 現行の改正貸金業法を堅持し、上限金利の引き上げや貸し付けの総量規制の緩和を行わないこと。
- 2 政府の多重債務問題改善プログラムの着実な実行に向け、個人及び中小業者向けに貸し付けや生活及び経営相談ができるセーフティーネットをさらに充実させること。
- 3 貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、各都道府県多重債務対策協議会における実態の検証及び分析の強化と内閣の多重債務対策本部との有機的な連携を図ること。
- 4 地方の消費者行政に携わる人材の支援及び育成、各地方自治体での多重債務相談体制の強化など、地方消費者行政の充実強化に向け、一層の予算措置を行うこと。
- 5 深刻な不況や円高等の影響を受けている中小企業が「短期・高利」の資金に依存しなくて済むよう、緊急保証、セーフティーネット貸し付け及び金融円滑化対策等を充実するとともに、総合的な経営支援策を推進すること。
- 6 ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

議員提出議案第19号

森林・林業再生プランに係る具体的政策の推進を求める意見書（可決）

2009年12月に政府が策定した森林・林業再生プランは、「10年後の木材自給率50%以上」を目指すべき姿として掲げ、森林の多面的機能の確保を図りつつ、先人たちが築き上げた人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材利用を通じた低炭素社会の構築を図ることとしており、現在、国及び地方を挙げて、森林及び林業の再生と地域活性化に向けた取り組みを進めている。

一方、ことし7月の九州北部豪雨被害、8月の近畿豪雨被害を初め、近年、梅雨前線や台風などに

よる豪雨災害が相次ぎ、大きな被害をもたらしている。山腹崩壊や流水発生の原因としては、第一義的には局地的な集中豪雨が挙げられるが、被害が多い山林のほとんどが杉人工林の針葉樹林であり、中でも間伐未実施の杉人工林が多いのが特徴的である。

したがって、豪雨被害対策としても、森林・林業再生プランに基づく森林の多面的機能の持続的発揮と有効活用が重要であると言える。

そこで、現下の厳しい森林、林業及び木材産業の実態を踏まえ、森林及び林業の再生と地域活性化に向け、森林・林業再生プランに基づく具体的な施策を強力に推進することが求められている。

以上のことから、下記事項の実施を強く要望する。

記

1 森林の多面的機能の持続的発揮と森林資源の有効活用に向け、森林・林業再生プランの具体的政策の推進を図ること。

- (1) 適切な森林施業の確保のため、市町村整備計画及び森林経営計画の作成及び実行を促進すること。
- (2) 森林整備に必要な路網や作業システム、人材育成など、先行投資すべき予算額の確保を図ること。
- (3) 「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保を図ること。
- (4) 条件不利地域などの森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等の公的森林整備を進めるとともに、国、地方公共団体による林地取得等を行うこと。
- (5) 再生可能エネルギーとして、固定価格買い取り制度を活用した木質バイオマス利用の拡大を図ること。
- (6) 2020年までに木材自給率50%以上の達成に向け、間伐材を含む地域材の需要拡大対策、住宅や公共建築物等への木材利用の推進対策を講ずること。
市町村においては、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく、市町村木材利用方針の策定を早期に行い、地域材の利用及び拡大を図ること。
- (7) 地域林業を指導する「フォレスター」、「森林施業プランナー」などの育成及び確保など森林及び林業の担い手対策の拡充を図ること。
- (8) 林業事業体の育成整備を図るため、入札契約制度については、林業の特殊性に配慮し、地域要件の導入、複数年契約の拡大、低入札対策を講ずる等、地域の林業事業体の育成整備に資する対策を講ずること。

2 山村振興法に基づく山村地域の活性化に係る環境の整備に向け、森林整備や木材加工及び流通などの施策を通じ、新たな雇用の場を確保する等、省庁間の連携による対策を進めること。

3 国有林については、一般会計化による公益的機能の一層の発揮と、民有林への指導及びサポート、地域貢献を果たせる体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

議員提出議案第20号

垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイの配備及び低空飛行訓練の撤回に関する意見書（可決）

米海軍省と海兵隊はことし4月、「MV-22 航空機の海兵隊普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境報告書」を作成し、防衛省が6月13日にこの報告書を沖縄県に提出したことから、オスプレイを普天間基地に配備し、低空訓練を計画していることが明らかになった。

その概要は、配備後、岩国基地にも月二、三日間、2～6機が派遣され、低空飛行訓練のため国内6航法経路において夜間（午後10時～午前7時）を含め現状より約21%増加（各ルートにおいて飛行回数が年間約55回、計330回）となる訓練が実施されるとしている。さらに6ルート以外にも現在、在日米軍機による低空飛行訓練が中国地方で行われており、中国地方を含めた7ルート下の自治体の多くがオスプレイの低空飛行訓練への懸念と反発を強めている。

他方、オスプレイは開発段階に4回の事故を起こし、その後も事故が多発しており、30人以上が亡くなるなど、墜落の不安は払拭できていない。沖縄県では知事の反対表明を初め、同県議会及び県内すべての41市町村議会において配備に反対する決議がされ、世論調査でも9割が配備に反対している。

また、米軍の低空飛行は、アラスカ州を除く米国内やNATO（北大西洋条約機構）内のどの国においても認められていない。

世界一危険な普天間基地に、墜落事故を繰り返す欠陥機を配備し、日本全国で低空飛行訓練を行うことは沖縄県民を初め、日本国民の命を危険にさらすことになる。

よって、以下の事項について要請する。

記

- 1 沖縄県民の命を危険にさらし、墜落と死の恐怖を押しつける普天間基地へのオスプレイの配備を中止すること。
- 2 日本全国6ルートでの低空飛行訓練を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

議員提出議案第21号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書（否決）

生活保護の老齢加算が、2004年4月より段階的に削減され、2006年4月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約8万5000円の生活扶助が約6万9000円（青森市・2級地の1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齢加算である。

全国で提起されている老齢加算をめぐる訴訟においては、既に十数名の原告が亡くなっており、「死んでしまったほうが楽」と精神的に追い詰められ、孤立を深めている原告も出るなど、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国に対し、生活保護制度への老齢加算の復活を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

議員提出議案第22号

税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書（可決）

消費税率引き上げを柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が8月10日に成立した。成立した税制関連法案は、衆議院での審議段階において民主、自民、公明の3党合意に基づいてまとめられた修正案であるが、その中で、所得税や資産課税等の見直しを含む税制全体の抜本改革については、今後検討を加えた上で、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずるとされている。

消費税の増税に当たっては、低所得者の負担がより過重とならないようにするため、高所得者から低所得者への「富の移転」を促す税制の再分配機能を強化する必要がある。

さらに、これまで政府においては、高齢社会、人口減少社会の中で、持続可能な社会保障の構築とそれに係る安定財源の確保など、経済社会の変化に対応した税制の構築に向けて、所得課税、法人課税、

消費課税、資産課税等を含めた税制全般にわたる一体的な改革の必要性が議論されてきたところであり、税制の抜本改革を先送りすることなく実行に移すべきである。

そこで、修正合意に盛り込まれた所得税の最高税率の引き上げや、相続税及び贈与税の見直しを初めとする税制全体の抜本改革について必要な検討を加え、消費税の8%への税率引き上げ前に改正し、確実に実施することを強く求めるとともに、あわせて自動車取得税と自動車重量税についても、地方の財源に十分考慮しつつ、消費税との二重課税である取得税の廃止を含め抜本の見直しを行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

議員提出議案第23号

中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書（可決）

中小企業は、地域の経済や雇用のかなめとして非常に大きな役割を果たしており、特に東日本大震災や震災後の復旧、復興において、地域に根ざす中小企業が日本経済の屋台骨であることが改めて認識されたところである。

しかしながら我が国の経済環境は、長引くデフレや円高に加え、原燃料の価格高騰、電気料金の引き上げ、電力需給の逼迫など、厳しい状況が続いており、柔軟な対応力、技術力、商品開発力等のすぐれた潜在力を持ちながらも、中小企業は苦しい経営を余儀なくされている。

本格的な経済成長への道を確認するためには、雇用の大多数を支え、日本経済の礎となっている中小企業の活性化を図る視点が重要であり、中小企業の成長は、日本の景気回復の重要なかぎと言える。そのため、中小企業が潜在力を十分に発揮し、果敢に挑戦できるようあらゆる政策手段を総動員すべきである。

よって、政府においては、中小企業の重要な役割を踏まえ、事業環境の改善や経営力の強化等、中小企業の成長に資する施策の充実を図るよう、以下の点について、その実現を強く求める。

記

- 一、環境、健康、医療など新たな成長分野で事業を取り組もうとする中小企業を支援するために、積極的なリスクマネーの提供や経営支援の強化など、中小企業の成長支援策を拡充すること。
- 一、地域の中小企業に雇用や仕事を生み出し、内需を創出する活性化策として、老朽化した社会インフラの修繕、補強など、必要な公共事業に対し、一定期間、集中的な投資を行うこと。
- 一、中小企業の新たな投資を促進し、雇用の維持及び創出に資する国内立地推進事業費補助金をさらに拡充すること。
- 一、電力の安定的な供給体制の構築を目指し、自家発電設備及び省エネルギー機器、デマンド監視装置等の導入、LED等高効率照明の買いかえ等を促進するための支援措置を拡充すること。
- 一、中小企業の将来性と事業の継続性を確保するために学生及び若者の雇用マッチング事業を地域単位で強化するなど、優秀な若手人材の確保のための対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

議員提出議案第24号

気象事業の整備拡充を求める意見書（可決）

気象庁の事業目的は、気象や地震などを観測、監視し、観測の成果や現象推移の予測を適時、的確に広く周知することによって災害を未然に防ぎ、軽減させることにある。2005年に神戸で開かれた「国連防災世界会議」では、2004年にスマトラ沖で発生した大地震を教訓に「すべての国が領域内の国民

と財産を災害から守る第一義的な責任を持っている」などとする「兵庫宣言」が採択されている。

しかし、気象庁の職員数や事業予算は年々減らされ、観測施設の維持管理や技術水準の確保にも苦慮する状況に陥っており、また気象の観測、予測になくはならない気象衛星の打ち上げにも巨額の費用がかかり、予算を圧迫している。

過去の自然災害の教訓から、注意報、警報などの防災情報を高度化し、活用していくためには、予報精度の向上にとどまらず、自然現象の確実な捕捉と防災関係機関への確実な情報の伝達、そして利用者に対して十分な支援、指導ができることが必要である。さらに地域の産業や日常生活に役立つ気象情報の提供も強化すべきである。近年、国際的な関心を集めている地球環境問題についても一層の体制強化を求められている。

よって、政府の直接の責任で、より精度の高いきめ細かな防災情報、暮らしや産業に密接にかかわる気象情報が提供できるよう、気象事業全般の基盤強化を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 10 月 2 日

議員提出議案第 25 号

「脱法ドラッグ」とりわけ「脱法ハーブ」に対する早急な規制強化等を求める意見書（可決）

違法ドラッグによる健康被害が頻発していることから 2007 年 4 月 1 日より、いわゆる脱法ドラッグを「指定薬物」として規制するための改正薬事法が施行された。指定薬物に指定されると、製造や輸入、販売が禁止となり、2012 年 7 月 1 日には 9 物質が追加指定され、これにより指定薬物は 77 種類となったところである。

しかしながら近年、いわゆる「脱法ハーブ」が出回ってきている。脱法ハーブは、指定薬物の成分を一部変えて植物片に混ぜたもので「お香」、「アロマ」などと称して販売されている。脱法ハーブを吸引して救急搬送されるケースが相次ぎ、死亡した例も報告されている。また、脱法ハーブを吸引した者が乗用車を運転して暴走し、通行中の市民に重軽傷を負わせる事件も起きている。

脱法ハーブをめぐるのは、化学構造を少し変化させることで法規制をすり抜け、指定薬物になればまた化学構造を少し変化させるというイタチごっこを繰り返し、法規制が追いつかないのが実態である。厚生労働省が調査したところ、違法ドラッグ販売業者数は 2012 年 3 月末時点で、29 都道府県で 389 業者も存在することが明らかとなった。

脱法ハーブは覚せい剤や麻薬等の乱用への入り口になることが危惧されており、こうした状況を放置することは看過できず、今後、青少年を初めとした薬物乱用の拡大を防ぐためにも、規制強化が急務である。

よって、政府においては、以下の点について早急に対応するよう強く要請する。

記

- 一、成分構造が類似していれば一括して薬事法の指定薬物として規制対象にできる「包括指定」を早急に導入すること。
- 一、指定薬物が麻薬取締官による取り締まりの対象外であることを改め、指定薬物を発見した場合に収去ができるなど法整備の強化を図ること。
- 一、特に青少年や若者の乱用を防ぐため、薬物教育の徹底を含む未然防止策の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 10 月 2 日

議員提出議案第 26 号

被災地支援を求める決議（可決）

平成 24 年 9 月 3 日、市は、東日本大震災で他県の被災地から出た瓦れき処分の受け入れについて、国の役割や財政負担が、明確に国より説明されておらず、さらには、長期的視点から一般廃棄物最終処分場の構造的な問題が専門家より提起され、安全性が担保されていないとして、苦渋の決断として受け入れを断念した。

我々市議会としても、市民に対し安全性が確保されていないものは、受け入れるべきとは考えていない。

しかしながら、東北の一員として、東北復興のため市として最大限の努力を続け、受け入れに向けた条件整備を行っていくことや、その他の何らかの被災地、避難者に対する支援が必要である。

よって、以下の受け入れまたは支援について本市が全力で努力していくことを求める。

記

- 1 国の判断だけでなく市独自の検査をし、安全が確認されている地域からの可燃物について受け入れた後、市有地に飛散防止を施し仮置きし、新清掃工場供用開始後に処理の可能性を探ること。
- 2 国に対し、最終処分場の環境整備への財政補助及び可燃物同様に不燃物の基準値を示すよう強く求めること。
- 3 民間施設等の活用を検討し、不燃物受け入れの可能性を探ること。
- 4 被災地の支援ニーズの把握に努め、可能な限り対応すること。被災地の復興はいまだ道半ばであり長期にわたることが予想されることから、とりわけ職員派遣については増員を図るなど極力支援を行っていくこと。
- 5 本市に避難されている県外避難者に対し、きめ細かな支援策を講じ、精神面も含めソフト面での快適な生活環境の創出をすること。

以上、決議する。

平成 24 年 10 月 2 日
